

平成25年度第1回 航空局総合評価委員会

国土交通省航空局

平成26年1月22日

第1回 航空局総合評価委員会 議事次第

1. 開催日時:平成26年1月22日(水)13:30~15:30

2. 場 所:国土交通省航空局(中央合同庁舎3号館7階)C会議室

3. 次 第

- ・委員、出席者紹介
- ・航空局次長 挨拶
- ・委員長選出
- ・審議

(1)共通方針

【報告事項】

1.「航空局等直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」の策定

1.1 総合評価落札方式の改善の動き

1.2 総合評価落札方式の運用ガイドラインの概要

【審議事項】

2.本省航空局工事調達における総合評価落札方式の実施方針(案)

2.1 選定フロー(案)

2.2 評価基準・配点(案)

2.3 その他(案)(工事)

(2)個別案件(技術提案の評価等)

1. 航空交通管制機器部品補給管理等業務請負(平成26年度市場化テスト)

- ・その他
- ・閉会挨拶

本省航空局工事調達における
総合評価落札方式の実施方針(案)

本省航空局工事調達における総合評価落札方式の実施方針(案)

目 次

【報告事項】

1. 「航空局等直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」の策定
 - 1.1 総合評価落札方式の改善の動き…………… P 3
 - 1.2 総合評価落札方式の運用ガイドラインの概要…………… P 5

【審議事項】

2. 本省航空局工事調達における総合評価落札方式の実施方針(案)
 - 2.1 選定フロー(案)…………… P13
 - 2.2 評価基準・配点(案)…………… P15
 - 2.3 その他(案)…………… P17

【参考資料】

- 資料1. 総合評価落札方式の実施状況(工事)…………… P19

1. 「航空局等直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」の策定【報告事項】

- 1.1 総合評価落札方式の改善の動き・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 1.2 総合評価落札方式の運用ガイドラインの概要・・・・・・・・ P 5

1.1 総合評価落札方式の改善の動き

■総合評価落札方式の課題(国土交通省内検討結果)

一般競争の拡大、投資減少に伴う競争圧力の増大による
公共工事の品質に対する懸念

民間の技術力活用による効率的な事業執行の必要性

品確法の成立、総合評価落札方式の適用拡大

競争参加者の
増加

技術提案を求
める工事の拡
大

透明性確保の
ための技術提
案採否の通知

高度技術提案型の低い
適用率

手持ち工事量や地
域貢献の評価要望
による評価項目の
複雑化

技術提案・審査に係る
競争参加者・発注者の負担増

民間の技術力活用の理
念からのかい離

品質確保の理念から
のかい離

技術的な対応を図ってきたものの、根本的な解決に至らず、
競争参加者・発注者の負担増、総合評価の理念（品質確保、民間の技術力活用）からのかい離

基本に立ち返った議論が必要

1.1 総合評価落札方式の改善の動き

■総合評価落札方式の改善方針(国土交通省内検討結果)

総合評価落札方式の課題

- ①技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担増大
- ②品質確保の理念からのかい離
- ③民間の技術力活用の理念からのかい離

総合評価落札方式の目的

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
平成17年8月26日 閣議決定 抜粋

- 公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要**である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、**落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とする**ことが原則である。



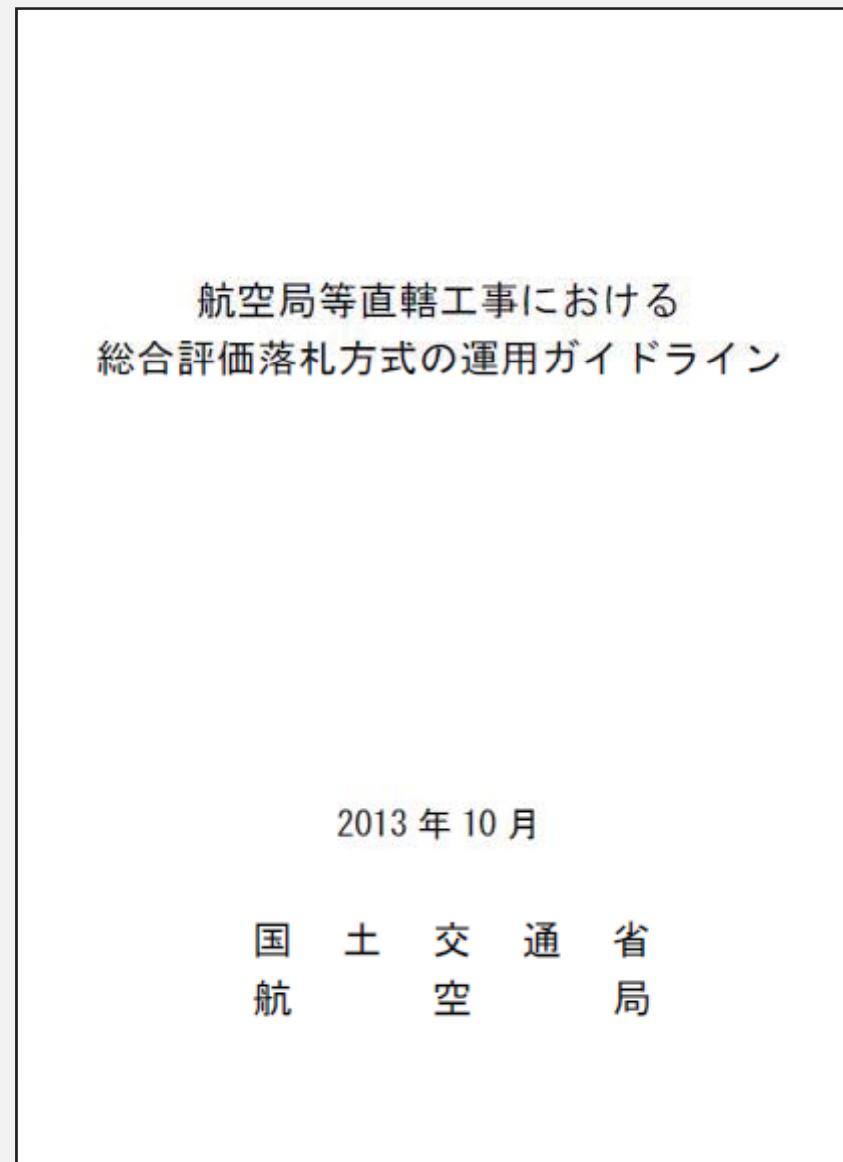
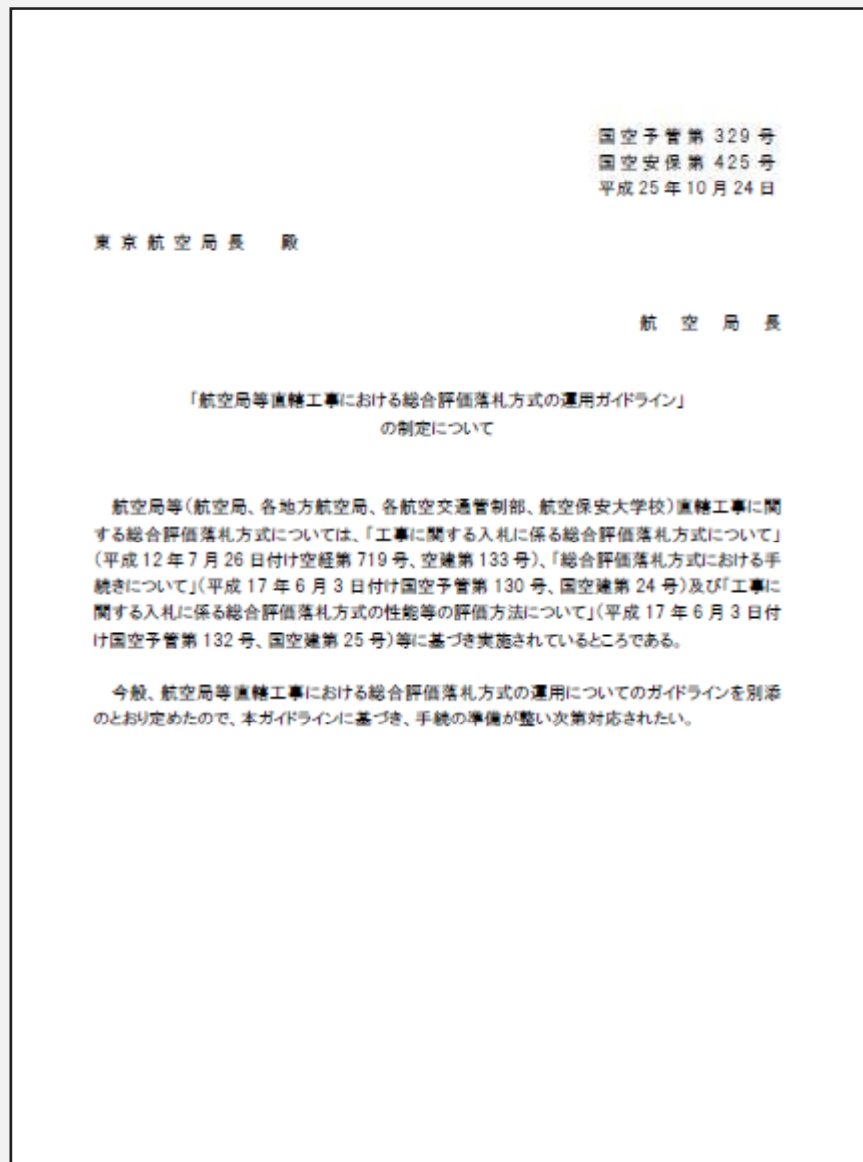
総合評価落札方式の改善の方針

建設業許可、競争参加資格審査、競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと

- ①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ②施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

1.2 総合評価落札方式の運用ガイドラインの概要

◆総合評価落札方式の運用ガイドラインの制定(通知)



1.2 総合評価落札方式の運用ガイドラインの概要

◆ 総合評価落札方式の変更のポイント

	技術的な工夫の余地が小さい工事		高度な技術提案を要さない、技術的な工夫の余地が小さくない工事		高度な技術提案を要する工事		
現状	簡易型		標準型		高度技術提案型		
提案内容	簡易な施工計画		技術提案（技術提案に係る具体的な施工計画を求める） ・ 総合的なコストの縮減に関する技術提案 ・ 工事的物の性能、機能の向上に関する技術提案 ・ 社会的要請への対応に関する技術提案		ライフサイクルコスト、工事的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの		
評価方法	可・不可で評価		点数化して評価		点数化して評価		
ヒアリング			必要に応じ実施		必要に応じ実施		
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成		技術提案に基づき作成		
	II型		I型		II型		
見直し	← 施工能力を評価する		→		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →		
	技術的な工夫の余地が小さい工事		技術的な工夫の余地が大きい工事				
	施工能力評価型		S型		技術提案評価型		
提案内容	発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合 企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う工事		工事的物自体についての提案は求めずに、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上を図る場合		標準技術による標準案に対し、部分的な設計変更を含む工事的物に対する提案を求める。あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合		想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ1つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合
評価方法	—		可・不可で評価		点数化して評価		
監理能力（ヒアリング）	実施しない		確認する必要がある場合実施		確認する必要がある場合実施（WTO工事：実施しない）		実施しない
施工計画又は技術提案（ヒアリング）	実施しない		確認する必要がある場合実施（施工計画の代替も可）		確認する必要がある場合実施		必須（技術対話）
段階選抜	実施しない		当面は実施しない。		技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施することも可能とする。		
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成		技術提案に基づき作成		
	II型		I型		S型		A III型
							A II型
							A I型

1.2 総合評価落札方式の運用ガイドラインの概要

◆総合評価落札方式の二極化の概要

施工能力評価型

【概要】

- ・技術的工夫の余地が小さい工事を対象。
- ・発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用。
- ・企業の能力等(当該企業の施工実績、工事成績、表彰等)、技術者の能力等(当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等)に加え施工計画を評価するⅠ型と、企業の能力等、技術者の能力等のみを評価するⅡ型に分類。

【適用の意義】

- ・企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認するとともに、必要に応じて、地域精通度や地域貢献度等を評価し、その地域で工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価することにより、当該工事を確実に施工できる企業を選定することを目的とする。
- ・規模の小さい工事や施工上の技術的課題が少ない工事においては、技術提案の範囲や効果が限定されるため、工事品質の向上を図るよりもむしろ粗雑工事等の発生リスクを回避するために、発注者が示す仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要となる。

技術提案評価型

【概要】

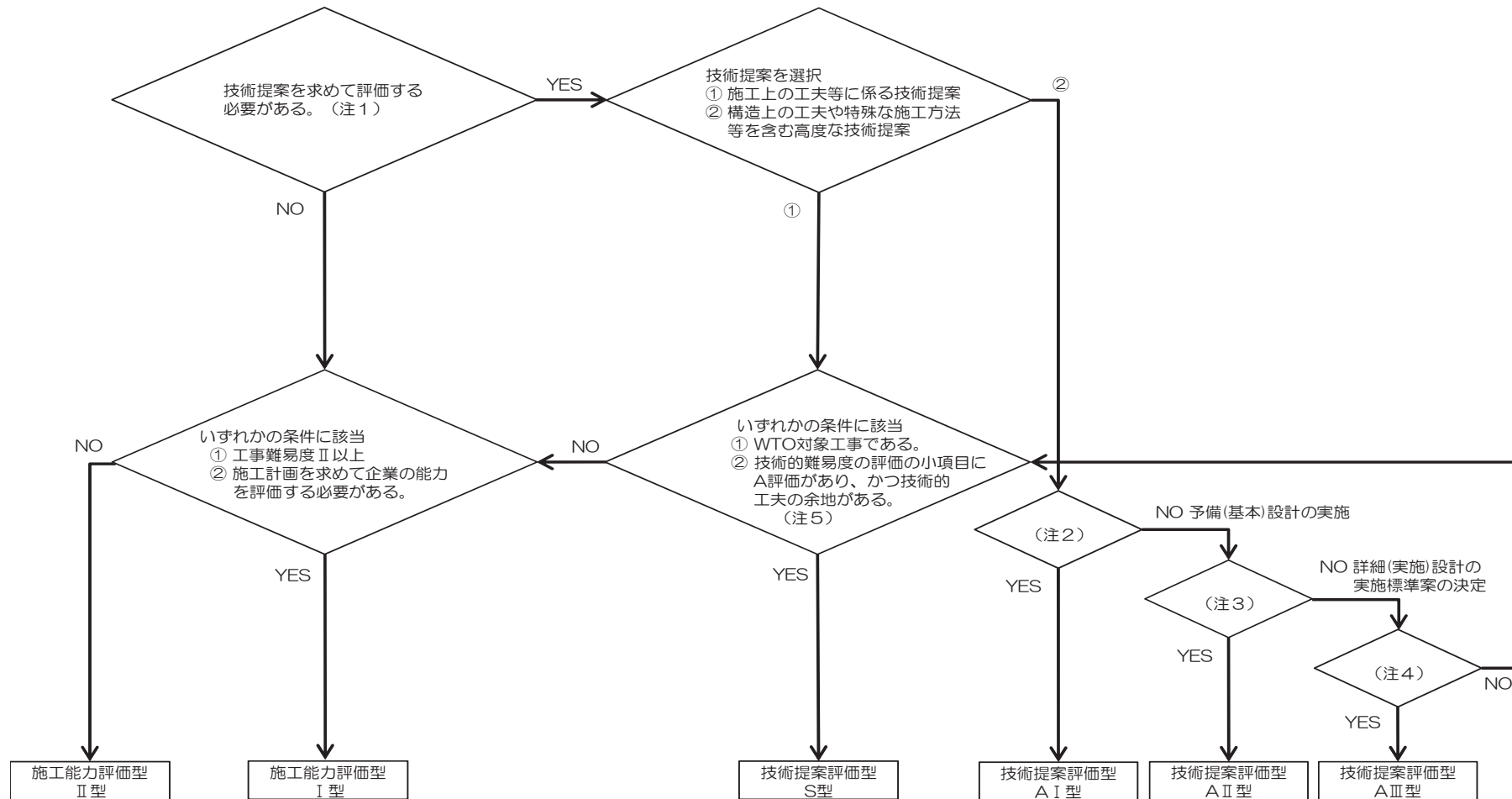
- ・技術的工夫の余地が大きい工事を対象。
- ・構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用。
- ・技術提案に基づき予定価格を作成するA型と、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案を評価するS型に分類。

【適用の意義】

- ・技術提案評価型A型により、コストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、工期短縮等の施工の効率化等、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行につながるものと期待できる。
- ・技術提案評価型S型では発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対して施工上の特定の技術的課題等に関する施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、公共工事の品質をより高めることが期待できる。

1.2 総合評価落札方式の運用ガイドラインの概要

◆総合評価落札方式のタイプ選定フロー



注1：WTO対象工事は技術提案を求めて評価する必要がある。
 注2：通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない。
 注3：想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ1つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定する必要がある。
 注4：標準技術による標準案に対し、部分的に設計の変更を含む工事事務物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、品質の向上、コスト縮減、工期短縮等の特を求めなければならない。
 注5：発注者による技術的判断を行う。

1.2 総合評価落札方式の運用ガイドラインの概要

◆評価項目及び配点の基本的な考え方

評価項目

以下に示す3つの観点に基づき、**公共工事の品質確保・向上**に対する重要性や評価項目に係るデータ入手の容易さ等を考慮した上で、選定タイプの工事特性(工事内容、規模、要求要件等)に応じて設定することを基本的な考え方とする。

①企業の能力等

発注者が示す仕様に基づき、企業が**適切かつ確実に工事を遂行する能力**を評価する。企業の施工実績や工事成績、表彰等を評価する。また、現地条件を熟知している等の地域精通度、地域住民が安心して工事を任せられる企業であるかという視点からの地域貢献度についても、企業の能力等の中で評価する。

②技術者の能力等

発注者が示す仕様に基づき、**施工に直接係わる配置予定技術者が適切かつ確実に工事を遂行する能力**を評価する。配置予定技術者の施工経験や工事成績、表彰、ヒアリング(監理能力、理解度)等を評価する。

③技術提案(施工計画)

発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、**工事の品質向上を図る能力**を評価する。競争参加者の技術提案については、**総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等や環境の維持・交通の確保**等を評価の視点とする。なお、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求める必要がない工事においては、「施工計画」を求め、施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、**適切かつ確実に工事を遂行する能力**を審査する。

配点

配点の基本的な考え方は以下の通り。

- ・総合評価は**品質確保・向上**の観点に特化する。
- ・品質確保の観点からは、企業に蓄積する技術力、工事の支援体制等が重要である一方、監理技術者の能力が重要であることから、「**企業の能力等**」と「**技術者の能力等**」の配点割合を同じとする。
- ・地域精通度・貢献度等は企業の能力等の中で評価し、企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で必要に応じて設定する。
- ・施工能力評価型Ⅰ型で求める**施工計画は、原則、「可」「不可」で評価し、点数化しない。**
- ・技術提案評価型では、品質向上の観点から、**技術提案の配点を高く設定する。**
- ・特に、技術提案評価型A型では、民間の高度な技術力を活用して品質向上を図る観点から、**原則、技術提案のみで評価する。**
- ・WTO対象工事についても、**原則、技術提案のみで評価する。**

1.2 総合評価落札方式の運用ガイドラインの概要

◆総合評価落札方式のタイプごとの配点割合例

【施工能力評価型Ⅰ型】	(競争参加資格対象)	総合評価対象	
		段階選抜対象 ^{※3}	
	施工計画 ^{※1} —	企業の能力等 ^{※2} 50%	技術者の能力等 50%

※1 施工計画：原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない。
 ※2 企業の能力等：「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定し、配点は企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。
 ※3 段階選抜対象：施工能力評価型における段階選抜方式の試行は当面実施しないものとする。

【施工能力評価型Ⅱ型】	総合評価対象	
	企業の能力等 ^{※1} 50%	技術者の能力等 50%

※1 企業の能力等：「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定し、配点は企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。

【技術提案評価型S型】	(WTO以外)	総合評価対象	
		段階選抜対象	
	技術提案 50%	企業の能力等 ^{※1} 25%	技術者の能力等 25%
	(WTO対象)	総合評価対象	
		段階選抜対象	
	技術提案 100%	企業の能力等 ^{※2} 50%	技術者の能力等 ^{※2} 50%

※1 企業の能力等：「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定し、配点は企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。
 (WTO対象の場合設定しない。)
 ※2 WTO対象工事で段階選抜方式を試行的に実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、ヒアリング(確認する必要がある場合)及び施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。

1.2 総合評価落札方式の運用ガイドラインの概要

◆配置予定技術者へのヒアリング

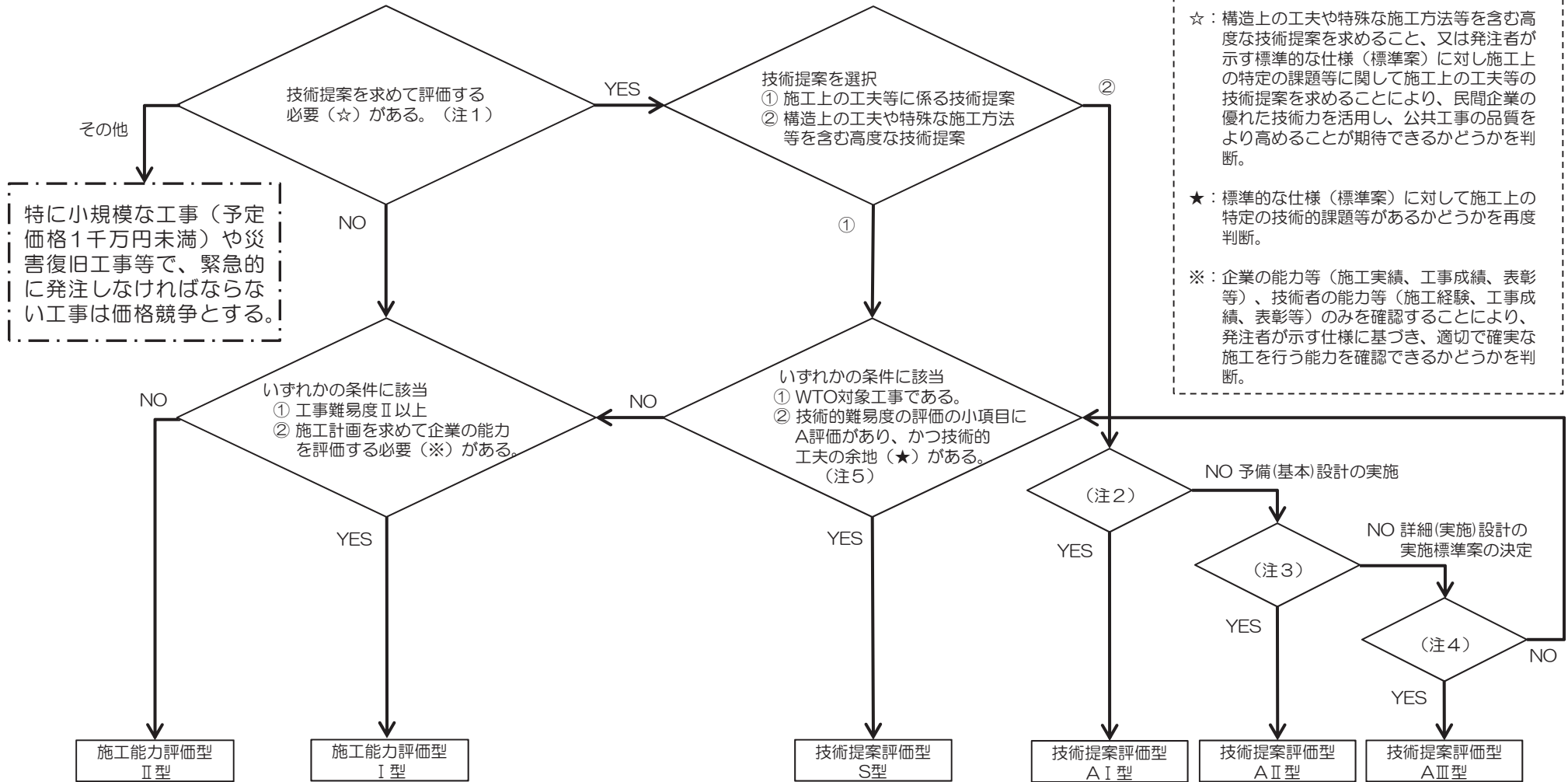
総合評価落札方式において、技術者の能力や技術提案の実現性を評価する上で配置予定技術者へのヒアリングは重要な判断要素となり得る。このため、配置予定技術者へのヒアリングについては、施工能力評価型Ⅰ型及び技術提案評価型S型においては、配置予定技術者の監理能力又は施工計画に対する理解度を確認する必要がある場合に実施することとし、技術提案評価型A型においては、必須とする。

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	Ⅱ型	Ⅰ型	S型	A型
			WTO対象	
ヒアリング	実施しない	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又は施工計画に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する	必須。 ただし、技術提案評価型A型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない

2. 本省航空局工事調達における総合評価落札方式 の実施方針(案)【審議事項】

2.1 選定フロー(案)	P13
2.2 評価基準・配点(案)	P15
2.3 その他(案)	P17

2.1 選定フロー(案)



☆：構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を要求すること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を要求することにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることが期待できるかどうかを判断。

★：標準的な仕様（標準案）に対して施工上の特定の技術的課題等があるかどうかを再度判断。

※：企業の能力等（施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（施工経験、工事成績、表彰等）のみを確認することにより、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認できるかどうかを判断。

注1：WTO対象工事は技術提案を求めて評価する必要がある。

注2：通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない。

注3：想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ1つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定する必要がある。

注4：標準技術による標準案に対し、部分的に設計の変更を含む工事目的物に対する提案を求め、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、品質の向上、コスト縮減、工期短縮等を特に求める必要がある。

注5：発注者による技術的判断を行う。

2.1 選定フロー(案) [参考]

■ 各項目の技術的難易度の判定結果を基に、工事全体の技術的難易度を評価。

■ 項目一覧

大項目	小項目
1. 設備システム 種別条件	①システム規模
	②付帯設備規模
2. 作業条件	①作業場所
	②作業地域
3. 運用条件	①運用要件
4. 社会条件	①地中障害物
	②近接施工
	③騒音・振動
	④その他
5. マネジメント特性	①他工事調整
	②関係機関対応
	③工程管理
	④品質管理
	⑤安全管理
	⑥その他

※ 各「小項目」について、A、B、Cで評価

各小項目の評価から、工事の難易度を決定。

■ 工事難易度表

事業区分	機能分類	無線機器	I	II	III	IV	V	VI
無線工事 (電気通信 工事業)	簡 易	A/G、ATIS、AEIS、NDB等	易	やや難	難			
	一 般	管制塔(3種)、VOR/DME		易	やや難	難		
	特 殊	管制塔(2種以上)、ILS			易	やや難	難	
		レーダー施設				易	やや難	難

「航空局工事技術的難易度評価実施要領」より

2.2 評価基準・配点(案)

評価基準・配点の見直し(案) 【電気通信工事業】 施工能力評価型

評価項目	評価基準	配点	
企業の能力等			
過去15年間の同種・類似工事の施工実績	・同種工事(より同種性の高いもの)の実績あり。	4.0	4.0
	・同種工事の実績あり。 ※	2.0	
	・類似工事の実績あり。	0.0	
過去4年間の当局発注工事(電気通信工事業)における工事成績評定点の平均	・80点以上	3.5	3.5
	・75点以上 80点未満	2.0	
	・70点以上 75点未満	1.0	
	・70点未満 又は 受注実績なし	0.0	
提出された過去2年間の優良工事表彰の有無	・地方航空局の表彰の実績あり。	1.0	1.0
	・他の国土交通省機関の表彰の実績あり。	0.5	
	・表彰の実績なし。	0.0	
品質管理・環境マネジメントシステム等の取得の有無(累積加算とする。)	・ISO9001の認証を取得	0.5	1.0
	・ISO14001の認証を取得	0.5	
	・いずれも未取得	0.0	
工事場所の所在する地域(都道府県)内における本店の有無	・本店あり。	0.5	0.5
	・本店なし。	0.0	

※ 同種工事を2段階設定しない場合は不要。

評価項目	評価基準	配点		
技術者の能力等				
配置予定主任(監理)技術者の保有する資格(累積加算とする。)	・第一資格を保有	1.0	1.5	
	・第二資格を保有	0.5		
	・いずれも未保有	0.0		
過去15年間における配置予定主任(監理)技術者の同種又は類似工事の施工経験	・同種工事を主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	4.0	4.0	10.0
	・同種工事を担当技術者としての経験あり、若しくは類似工事を主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	2.0		
	・類似工事を担当技術者としての経験あり。	0.0		
	・同種工事を主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	4.0		
提出された過去4年間の配置予定主任(監理)技術者の国土交通省機関発注の同種又は類似工事の工事成績評定点	・80点以上	3.5	3.5	
	・75点以上 80点未満	2.0		
	・70点以上 75点未満	1.0		
	・70点未満 又は 受注実績なし	0.0		
提出された過去4年間の優良工事技術者表彰の有無	・地方航空局の表彰の実績あり。	1.0	1.0	
	・他の国土交通省機関の表彰の実績あり。	0.5		
	・表彰の実績なし。	0.0		
施工計画 (I型の場合のみ)				
特に重要と考えられる工種に係る施工方法、又は環境対策等、特に配慮すべき事項について	・施工計画が適切に記載されている。	可	点数化しない	点数化しない
	・施工計画が不適切又は未記載である。(欠格)	不可		
合 計				20.0

2.2 評価基準・配点(案) [参考]

評価基準・配点(現行) 【電気通信工事業】 簡易型

評価項目	評価基準	配点		
企業の施工能力等				
過去15年間の同種・類似工事の施工実績	・同種工事の実績あり	1.5	1.5	5.5
	・類似工事の実績あり	0.0		
過去2年間の当局発注工事(電気通信工事業)における工事成績評定点の平均	・75点以上	1.5	1.5	
	・65点以上 75点未満	0.0		
提出された過去2年間の地方航空局発注工事(電気通信工事業)における優良工事表彰の有無	・表彰の実績あり	0.5	0.5	
	・表彰の実績なし	0.0		
品質管理・環境マネジメントシステム等の取得の有無(累積加算とする。)	・ISO9001の認証を取得	0.5	2.0	
	・ISO14001の認証を取得	0.5		
	・ISMSの認証を取得	0.5		
	・OHSAS18001の認証を取得	0.5		
	・いずれも未取得	0.0		
地理的条件				
工事場所の所在する地域内における本支店、営業所	・本支店又は営業所あり	1.0	1.0	1.0
	・拠点なし	0.0		

評価項目	評価基準	配点			
配置予定技術者の能力					
過去15年間における主任技術者、監理技術者または現場代理人としての同種又は類似工事の施工実績	・同種工事の実績あり	1.5	1.5	3.5	
	・類似工事の実績あり	0.0			
過去4年間の当局発注工事(電気通信工事業)における主任技術者又は監理技術者の工事成績評定点の平均	・75点以上	1.5	1.5		
	・65点以上 75点未満	0.0			
提出された過去4年間の地方航空局発注工事(電気通信工事業)における優良工事技術者表彰の有無	・表彰の実績あり	0.5	0.5		
	・表彰の実績なし	0.0			
簡易な施工計画 (I型の場合のみ点数化、II型は「可」「不可」で評価し点数化しない)					
施工計画の実施手順、工期設定、品質の確認方法・管理方法、発注者が指定した施工上の課題への対応、施工上配慮すべき事項等、について	・優:適切であり、工夫が見られる	4.0	20.0 (最大5提案評価)		20.0
	・良:工夫が見られるが他者の類似した提案よりやや劣る。	2.0			
	・可:適切である	0.0			
合 計 (I型)				30.0	
合 計 (II型)				10.0	

2.3 その他(案)

- (1) 平成26年4月1日以降に契約手続きを開始する本省航空局で発注する工事から本実施方針を適用することとする。
- (2) 本実施方針で規定する事項以外の総合評価落札方式の運用は、「航空局等直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年10月24日付け国空予管第329号、国空安保第425号)によることとする。